

小売全面自由化後の規制料金の撤廃に向けて留意すべきことは何か？

後藤 久典

4月に小売全面自由化がスタートした。経過措置として規制料金が残されているが、その目的は、競争が進展しなかった場合に需要家が不利益を被ることを防ぐことである。

【規制料金が競争を阻害するおそれ】

しかし、欧米では規制料金がかえって競争を阻害する弊害も見られる。わが国では規制料金の撤廃に際して競争評価が行われる予定だが、表面的な評価のみで競争が停滞しているといった判定が下され、規制料金が存続すれば、競争が阻害されるという規制料金の弊害が放置され、需要家が自由化の便益を享受できない。

欧州では、この弊害が認識されており、競争の進展を待たずに規制料金を撤廃する国も少なくない(表)。一方、わが国では、規制料金を適切に設計・運用すれば弊害を抑制できるとの意見もあるが、そのような抑制は現実的に可能だろうか。そこで、本稿では規制料金の弊害を整理し、その抑制の可能性について検討してみる。

【欧州で顕在化した適切な規制料金設定の難しさ】

まず欧州では、政治的な配慮により規制料金が過度に低く設定されることで、競争が阻害されているとの指摘がある。この結果、設備投資が減退するなど、資源配分が非効率となるおそれがある。これを避けるには、欧州委員会が指摘するように、規制当局の政治からの独立性が十分であるか注意が必要である。

【わが国特有の三段階料金の弊害】

欧州で見られる弊害に加えて、わが国では、三段階料金が規制料金に適用されることで、競争への影響が複雑になることにも注意しておく必要がある。

これまでに提示された自由料金は、三段階料金の下で比較的高い料金を負担する電力多消費世帯にメリットの大きいものが多い。その結果、電力多消費世帯の多くが自由料金に移行すれば、三段階料金の第一段階の料金を低く維持することが困難となる。規制料金が改定されなければ、既存事業者の収支を悪化させ、不公平な競争につながるおそれがある。迅速に料金改定が行われればこのリスクは低減されるが、過去の経験を見ても料金改定の迅速化は容易ではない。

また、電力消費量の少ない世帯(以下、少消費世帯)は低所得者等の弱者であるとして、第一段階の低料金を維持すべきという意見もある。ただし、少消費世帯と低所得者が一致するとは限らない上、規制料金を低くして少消費世帯を保護することは、規制料金の本来の目的を逸脱するおそれが大きい。

【規制料金の存在自体の弊害】

規制料金が存在することで、需要家の合理的な選択が阻害されるおそれもある。需要家は、規制当局が料金設定に関与することで、規制料金をより安全な選択肢とみなす可能性がある。これにより、より安価な自由料金が提示されているにも関わらず、需要家が無意

識または意識的に規制料金を選択してしまい、自由化のメリットを放棄するおそれがある。

【弊害の抑制は容易でない、早期の規制撤廃も視野に】

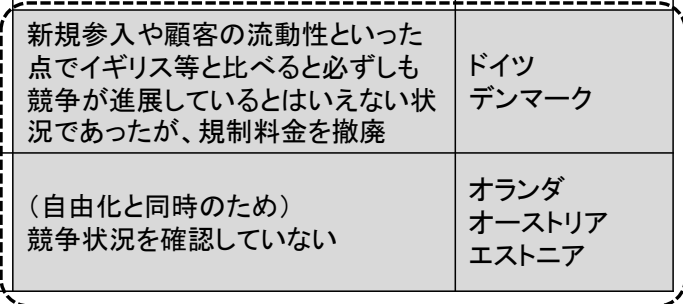
以上のように、様々なメカニズムで、規制料金が競争に悪影響を及ぼす可能性があり、欧州では弊害が顕在化している場合もある。しかも、悪影響が発生するメカニズムは現行の制度に埋め込まれている場合もあるため、弊害を抑制することは容易ではないといえる。競争評価を行う際には規制料金の弊害も評価し、その弊害が存続のメリットを上回る場合は、早期の規制撤廃を検討すべきである。

電力中央研究所 社会経済研究所 事業制度・経済分析領域 主任研究員

後藤 久典／ごとう ひさのり

2005年入所。専門は需要家行動分析、マーケティング論。

規制料金撤廃の流れ	競争状況の評価	国の例
小売全面自由化の後、 規制料金を撤廃	競争進展を確認した上で、 規制撤廃を決定	イギリス アイルランド
小売全面自由化と同時に 規制料金を撤廃	(自由化と同時のため) 競争状況を確認していない	オランダ オーストリア エストニア



競争の進展を待たずに、
規制料金を撤廃する国も少なくない

表 欧州各国における規制料金の撤廃と競争進展の評価